

山口県 スポーツ 推進条例

「スポーツ元気県やまぐち」の実現!



山口県スポーツ推進条例の概要

今日、スポーツは、人々の生活をよりよくし、地域を元気にするために不可欠な「県民共通の文化」となっています。また、県民がスポーツを「する、観る、支える」立場から参加した「おいでませ！山口国体・山口大会」の開催は、スポーツに対する関心の高まりや競技力の向上など様々な成果を得ることができました。

この成果を、一過性のものとすることなく、県民誰もが、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、支える活動に参画することを通じて、健康で心豊かな生活と活力ある地域社会の実現につなげていくことが重要です。

このため、県では、スポーツ施策の総合的・戦略的な推進を図ることを目的に、スポーツ推進の指針となる基本理念等を盛り込んだ「**山口県スポーツ推進条例**」を制定するとともに、基本施策等の具体的な取り組みの方向性を示す「**山口県スポーツ戦略プラン**」を策定いたしました。

今後は、条例及び戦略プランを基礎として、新たな「スポーツ推進計画」を策定し、スポーツによる明るく活力に満ちた「**スポーツ元気県やまぐち**」の実現を目指します。



条文の構成

1. 前 文

スポーツの持つ意義、山口国体・山口大会の成果、スポーツを通じた県づくりの決意

2. 総 則

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 目的 (第1条)● 基本理念 (第2条)<ul style="list-style-type: none">1.生涯スポーツの推進2.競技水準の向上3.青少年のスポーツ活動の充実4.障害者スポーツの推進5.健康及び体力の保持増進6.地域の活性化 | <ul style="list-style-type: none">● 県の責務 (第3条)● 市町との連携 (第4条)● スポーツ団体の責務 (第5条)● 県民及び事業者の役割 (第6条) |
|--|--|

3. 基本的施策

● 推進計画(第7条)

● 生涯スポーツの推進

- 生涯スポーツの推進(第8条)
- 青少年のスポーツ活動の充実(第10条)
- 障害者スポーツの推進(第11条)
- 健康及び体力の保持増進(第12条)

● 競技スポーツの推進

- 競技水準の向上(第9条)



● スポーツ環境の整備

- スポーツを通じた地域の活性化(第13条)
- スポーツ団体及び企業によるスポーツ活動への支援(第15条)
- 人材の育成(第17条)
- 施設の整備及び利用(第19条)
- 県民運動の促進(第14条)
- スポーツ推進月間(第16条)
- 顕彰(第18条)

● 財政上の措置(第20条)

山口県スポーツ推進条例

平成24年山口県条例第2号
平成24年3月21日公布
平成24年4月1日施行

前 文

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等に資するとともに、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成することにより、地域の活性化にも重要な役割を果たしており、今日、県民共通の文化として県民生活の向上や地域社会の健全な発展に不可欠なものとなっている。

こうした中、山口県においては、全ての県民がスポーツをする、観る、又は支える立場から参加したおいでませ！山口国体及びおいでませ！山口大会を契機として、スポーツに対する関心が一層の高まりを見せるとともに、選手の指導体制の整備による競技力の向上、地域に根差したスポーツに関する取組の普及、スポーツ施設の充実等、今後のスポーツの推進のための重要な基盤を得た。

この成果を次代に引き継ぎ、山口県の貴重な財産として活用し、健康で活動に満ちた県づくりを進めていくことは、私たち山口県民の責務である。

ここに、私たちは、将来にわたり、各々の関心、適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することを通じて、健やかで心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すことを決意し、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。



第一章 総則

【目的】

第1条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、並びに県及びスポーツ団体の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達、明るく豊かな県民生活の形成及び活力のある社会の実現に寄与することを目的とする。

【基本理念】

第2条 1. スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的にその関心及び適性等に応じてスポーツに親しむことができるようすることを旨として、推進されなければならない。

2. スポーツは、山口県のスポーツ選手が全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

3. スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年によるスポーツ活動が生涯にわたる県民の心身の健康の増進と豊かな人間性の涵養のため特に重要であるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携を図りながら推進されなければならない。

4. スポーツは、障害者の自立及び社会参加の促進に重要な役割を担うものであることに鑑み、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

5. スポーツは、これを通じて県民の心身の健康及び体力の保持増進が図られるよう、スポーツを行う者の安全の確保に必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6. スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようになるとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。



【県の責務】

- 第3条 1. 県は、前条に規定するスポーツの推進に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、スポーツの推に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2. 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、県民、スポーツ団体、学校、事業者、市町等の間の連携を促進するよう努めるものとする。
3. 県は、地域の振興に関する施策と連携してスポーツの推進を図るよう努めるとともに、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。



【市町との連携】

- 第4条 1. 県は、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。
2. 県は、市町が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じたスポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【スポーツ団体の責務】

- 第5条 スポーツ団体は、基本理念にのつとり、スポーツの推進に主体的に取り組むとともに、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【県民及び事業者の役割】

- 第6条 県民及び事業者は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、地域における主体的なスポーツの発展及び将来の世代への継承に配慮することによって、スポーツの推進に積極的な役割を果たすものとする。

第二章 スポーツの推進に関する基本的施策

【推進計画】

- 第7条 1. 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。
2. 推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。
3. 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
4. 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5. 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

【生涯スポーツの推進】

- 第8条 県は、県民が生涯にわたってその関心又は適性等に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域において住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)の活動の支援、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【競技水準の向上】

- 第9条 県は、競技水準の向上を図るため、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツの指導者の確保及び養成、スポーツ選手の練習のための環境の整備、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学の知見の活用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。



【青少年のスポーツ活動の充実】

- 第10条 1. 県は、地域における青少年によるスポーツ活動の充実を図るために、学校、家庭及び地域の連携による青少年の体力の向上に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
2. 県は、学校教育におけるスポーツ活動の充実を図るために、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

【障害者スポーツの推進】

第11条 県は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようするため、障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、障害者スポーツに関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。



【健康及び体力の保持増進】

第12条 県は、スポーツを通じた県民の健康及び体力の保持増進を図るため、運動の習慣の確立に向けた取組の促進、スポーツの指導者等に対する研修、スポーツにおける事故の防止に関する知識の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

【スポーツを通じた地域の活性化】

第13条 県は、スポーツを通じて地域における世代間及び世代内の交流又は地域間の交流を促進し、地域の活性化を図るため、地域スポーツクラブへの参加の促進、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるものとする。

【県民運動の促進】

第14条 1. 県は、県民が生涯にわたってその関心及び適性等に応じて身近にスポーツに親しむことができる社会の実現に向けた県民の自主的な活動(以下「県民運動」という。)の促進を図るため、県民運動に関する普及啓発、県民運動の推進に寄与する人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。
2. 県は、県民、スポーツ団体、学校、事業者、市町等と連携し、県民運動を促進するための体制を整備するものとする。

【スポーツ団体及び企業によるスポーツ活動への支援】

第15条 県は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ団体及び企業が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体及び企業によるスポーツ活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【スポーツ推進月間】

第16条 1. 県民の間に広くスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、積極的にスポーツの推進に関する活動を行う意欲を高めるため、スポーツ推進月間を設ける。
2. スポーツ推進月間は、毎年十月とする。
3. 県は、スポーツ推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

【人材の育成】

第17条 県は、スポーツの推進を担う専門的な人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

【顕彰】

第18条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。



【施設の整備及び利用】

第19条 1. 県は、県民が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
2. 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。
3. 県は、県民にとって身近なスポーツ活動の場の充実を図るために、学校その他の施設を容易に利用することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

【財政上の措置】

第20条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

山口県スポーツ戦略プランの概要(参考)

スポーツ戦略プランの目指す姿

スポーツの推進を通じた県民力・地域力の発揮による

「スポーツ元気県やまぐち」の実現

施策の方向(3つの戦略と9つの取組)

I 生涯スポーツ推進戦略

県民誰もが、生涯にわたって、主体的にスポーツに親しむ
ことができるようになります。

- ①生涯スポーツ・健康及び体力づくりの推進
- ②障害者スポーツの推進
- ③子どもの体力の向上及び学校体育等の充実

II 競技スポーツ推進戦略

県民に夢や感動を与え、連帯感や郷土意識を呼び起こすトップレベルの選手の育成に向けて、長期的な視点に立ち、計画的に選手や指導者を育成します。

- ④スポーツ選手の計画的な育成
- ⑤競技環境の整備
- ⑥スポーツ医・科学の活用

III スポーツ環境整備戦略

県民の主体的なスポーツ参加と地域におけるスポーツの推進に向け、県、市町、県民等が一体となったスポーツ推進体制の整備を図り、スポーツを通じた県民運動を積極的に展開します。

- ⑦スポーツを通じた地域づくり・県民運動の促進
- ⑧スポーツ団体及び企業によるスポーツの促進
- ⑨施設の整備及び利用

「山口県スポーツ推進計画」

(平成24年度策定)

山口県スポーツ推進条例

平成24年4月

山口県総合政策部 スポーツ・文化局 スポーツ推進課

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL.083-933-2435 FAX.083-933-2439

E-mail:a11200@pref.yamaguchi.lg.jp